

★第三次下野市消費生活基本計画＊令和3年度実施予定

資料3

基本方針1 消費者の自立支援

(1) 消費者教育の推進

ア 消費者教育の機会の充実

第二次計画【評価】	「A」 計画どおり取組を実施した。 「B」 おおむね計画どおりに取組を実施した。 「C」 計画にある取組をほとんど実施しなかった。
第三次計画【方向性等】	「①強化・充実」 事業内容をさらに強化・充実し、推進していきたい。 「②継続」 現計画の事業内容のまま、継続して実施していきたい。 「③改善・見直し」 現計画の事業内容を改善、または見直して実施していきたい。 「④縮小」 現計画の事業内容を今までより縮小して実施していきたい。

	取組内容	担当課等	(参考) 第二次計画 (平成28年度～令和2年度) の取組状況					(参考) 第二次計画 (平成28年度～令和2年度)		(参考) 第三次計画 (令和3年度～令和7年度)	関連するSDGsの目標	令和3年度実施予定
			平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度 (予定)	評価	問題点・今後の課題	方向性等		
①	消費生活出前講座の実施	安全安心課 (消費生活センター)	●実施回数：2回 ●受講者数：約80名	●実施回数：0回	●実施回数：4回 ●受講者数：約70名	●実施回数：1回 ●受講者数：約40名	未定	B	●出前講座の依頼が少ないため、広報周知の工夫が必要である。	②継続 ●広報紙、HP等により継続的に周知していく。	④質の高い教育をみんなに	●出前講座の実施について広報紙、HP等により継続的に周知するとともに、より効果のある周知方法を検討する。
		生涯学習文化課	●市内小中学校において、契約やインターネットトラブル等について、講座を実施 (参加者計975名)	●市内小中学校において、契約やインターネットトラブル等について、講座を実施 (参加者計1,119名)	●市内小中学校において、契約やインターネットトラブル等について、講座を実施 (参加者計1,038名)	●市内小中学校において、契約やインターネットトラブル等について、講座を実施 (参加者計1,101名)	●まちづくりリクエスト講座の一環として記載している。	B		②継続 ●引き続きまちづくりリクエスト講座の一つとして位置づけ、生涯学習情報誌「エール」にも記載していく。	④質の高い教育をみんなに	●まちづくりリクエスト講座の一環として、生涯学習情報誌「エール」に記載
②	消費者啓発講演会の開催	安全安心課 (消費生活センター)	●日時：1/22 (日) 10:30～11:30 ●テーマ：「身近な犯罪」その手口と対策 ●講師：下野警察署生活安全課警部補 仲根宏典 ●参加者：約100名	●日時：1/21 (日) 10:00～11:00 ●テーマ：「見守り力」～なくそう消費者被害！～ ●講師：栃木県金融広報委員会金融広報アドバイザー 佐藤実 ●参加者：約100名	●日時：1/27 (日) 10:00～11:00 ●テーマ：金融トラブル被害と悪質商法等および被害防止策について ●講師：日本貸金業協会 貸金業相談・紛争解決センター長 遠藤清一 ●参加者：約90名	●日時：2/2 (日) ●テーマ：軽減税率制度・キャッシュレスポイント還元事業について ●講師：栃木県金融広報委員会金融広報アドバイザー 橋本秀則 ●参加者：約90名	●新型コロナウイルス感染拡大防止により中止	A	●消費者が興味関心をもち、社会情勢の変化に合わせた講演となるよう、毎年内容の検討をしていく必要がある。	②継続	④質の高い教育をみんなに	(R2年度はコロナ禍により中止) ●消費者が興味関心をもち、より多くの参加者が見込めるような講演内容を検討し、1月下旬に開催予定
③	小・中学校での消費生活出前講座の実施	安全安心課 (消費生活センター)	●小学校：市内12校のうち、6校ずつ2年に1回実施 ・対象：5,6年生 (526名) ・実施校：6校 (祇園、緑、細谷、国分寺、国分寺東、国分寺西) ・内容：契約について、インターネット使用上の注意点、個人情報上の大切さについて ●中学校：3校実施 (南河内、石橋、国分寺) ・対象：2年生 (581名) ・内容：契約について、インターネット使用上の注意点	●小学校：市内12校のうち、6校ずつ2年に1回実施 ・対象：5,6年生 (540名) ・実施校：6校 (薬師寺、吉田東、吉田西、石橋、古山、石橋北) ・内容：契約について、インターネット使用上の注意点、個人情報上の大切さについて ●中学校：4校すべて実施 ・対象：2年生 (578名) ・内容：契約について、インターネット使用上の注意点	●小学校：市内12校のうち、6校ずつ2年に1回実施 ・対象：5,6年生 (520名) ・実施校：6校 (祇園、緑、細谷、国分寺、国分寺東、国分寺西) ・内容：契約について、インターネット使用上の注意点、個人情報上の大切さについて ●中学校：4校すべて実施 ・対象：2年生 (518名) ・内容：契約について、インターネット使用上の注意点	●小学校：市内12校のうち、6校ずつ2年に1回実施 ・対象：5,6年生 (569名) ・実施校：6校 (薬師寺、吉田東、吉田西、石橋、古山、石橋北) ・内容：契約について、インターネット使用上の注意点、個人情報上の大切さについて ●中学校：4校すべて実施 ・対象：2年生 (532名) ・内容：契約について、インターネット使用上の注意点	●小学校：各校2年に1回実施 (新型コロナウイルスの関係で実施見合わせあり) ・対象：5,6年生 ・実施校：2校 (細谷、国分寺東) ・内容：契約について、インターネット使用上の注意点、個人情報上の大切さについて ●中学校：1校 (石橋中) のみ実施予定 ・対象：2年生 ・内容：契約について、インターネット使用上の注意点	A	●学校側の意見を取り入れながら、児童生徒が興味関心をもち、社会情勢の変化に合わせた内容となるよう、講座内容を随時見直ししていく必要がある。	②継続	④質の高い教育をみんなに	●小学校：6校実施予定 (隔年実施) ・対象：5,6年生 (576名予定) ・実施校：6校 (薬師寺、吉田東、吉田西、石橋、古山、石橋北) ・内容：契約について、インターネット使用上の注意点、個人情報上の大切さについて ●中学校：4校すべて実施予定 ・対象：2年生 (495名予定) ・内容：契約について、インターネット使用上の注意点
④	小・中学校における情報教育の充実	学校教育課	●市内小中学校情報教育担当者を対象に情報教育研修会を実施 (年2回) ●情報モラルに関する啓発資料を市内全児童生徒に配布	●市内小中学校情報教育担当者を対象に情報教育研修会を実施 (年2回) ●情報モラルに関する啓発資料を市内全児童生徒に配布 ●プログラミングコンテスト実施	●市内小中学校情報教育担当者を対象に情報教育研修会を実施 (年2回) ●情報モラルに関する啓発資料を市内全児童生徒に配布 ●プログラミングコンテスト実施	●市内小中学校情報教育担当者を対象に情報教育研修会を実施 (年2回) ●情報モラルに関する啓発資料を市内全児童生徒に配布 ●プログラミングコンテスト実施	●市内小中学校情報教育担当者を対象に情報教育研修会を実施 (年2回) ●情報モラルに関する啓発資料を市内全児童生徒に配布 ●各校にプログラミング学習用教材配布	A	●情報教育をより系統立てて行うための計画を作成し、実践を全校に共有していく。	②継続 ●市内小中学校情報教育担当者を対象に情報教育研修会を実施 ●一人一台のタブレット使用に関する研修とプログラミング学習の実施	④質の高い教育をみんなに	●市内小中学校情報教育担当者を対象に情報教育研修会を実施 (年3回) ●一人一台のタブレット使用に関する研修 (年3回) とプログラミング学習の実施
⑤	小・中学校における各教科等での消費者教育の実施	学校教育課	●小学校では、生活科、社会科、家庭科などを中心に、よりよい買い物を考えたり、中学校では、公民や家庭科を中心に、賢い消費者について考えたりするなど、計画的な消費者教育を実施	●小学校では、生活科、社会科、家庭科などを中心に、よりよい買い物を考えたり、中学校では、公民や家庭科を中心に、賢い消費者について考えたりするなど、計画的な消費者教育を実施	●小学校では、生活科、社会科、家庭科などを中心に、よりよい買い物を考えたり、中学校では、公民や家庭科を中心に、賢い消費者について考えたりするなど、計画的な消費者教育を実施	●小学校では、生活科、社会科、家庭科などを中心に、よりよい買い物を考えたり、中学校では、公民や家庭科を中心に、賢い消費者について考えたりするなど、計画的な消費者教育を実施	●小学校では、生活科、社会科、家庭科などを中心に、よりよい買い物を考えたり、中学校では、公民や家庭科を中心に、賢い消費者について考えたりするなど、計画的な消費者教育を実施する。	B	●新学習指導要領の実施や成人年齢引き下げに際した消費者教育の充実を図る。	②継続 ●小学校では、生活科、社会科、家庭科などを中心に、よりよい買い物を考えたり、中学校では、公民や家庭科を中心に、賢い消費者について考えたりするなど、計画的な消費者教育を実施する。	⑩つくる責任 つかう責任	●小学校では、生活科、社会科、家庭科などを中心に、よりよい買い物を考えたり、中学校では、公民や家庭科を中心に、賢い消費者について考えたりするなど、計画的な消費者教育を実施する。
⑥	地産地消及び食育の推進	農政課	●下野市産農畜産物の利用を拡大するため、学校給食に下野市産農畜産物を取り入れてもらい、その費用の一部として児童一人当たり300円を補助した。学校では給食だより等により地元農畜産物の良さを家庭に周知した。 ●とちぎ食と農ふれあいフェアに出展し、地元農畜産物のPRを行った。 ●消費者とかんびよう生産者等の交流をとおして地元産かんびようの生産振興と消費拡大を図るためかんびようまつりを開催した。 ●平成27～28年度に地元農畜産物普及事業として、マルシェへの出店、かんびようサミットの開催、農業高校への出張授業、直売所スタンプラリー等を実施した。	●下野市産農畜産物の利用を拡大するため、学校給食に下野市産農畜産物を取り入れ、その費用の一部として児童一人当たり300円を補助した。学校では給食だより等により地元農畜産物の良さを家庭に周知した。 ●かんびようを使用したメニューを提供している飲食店等に対し費用の一部を補助し、かんびようの消費拡大を図った。 ●とちぎ食と農ふれあいフェアに出展し、地元農畜産物及び下野ブランドのPRを行った。 ●消費者とかんびよう生産者等の交流をとおして地元産かんびようの生産振興と消費拡大を図るためかんびようまつりを開催した。 ●かんびようレシピの改訂を行い、市のHPに掲載した。 ●東京圏を中心にかんびようの認知度をアップさせ、生産振興と消費拡大を図るため「かんびようサミット」を開催した。	●平成31年度～平成34年度の4年間を計画期間とする下野市食育・地産地消推進計画を策定した。 ●下野市産農畜産物の利用を拡大するため、学校給食に下野市産かんびようを取り入れてもらい、その費用の一部として児童一人当たり300円を補助した。学校では給食だより等により地元農畜産物の良さを家庭に周知した。 ●かんびようを使用したメニューを提供している飲食店等に対し費用の一部を補助し、かんびようの消費拡大を図った。 ●とちぎ食と農ふれあいフェアに出展し、地元農畜産物及び下野ブランドのPRを行った。 ●消費者とかんびよう生産者等の交流をとおして地元産かんびようの生産振興と消費拡大を図るためかんびようまつりを開催した。	●下野市産農畜産物の利用を拡大するため、学校給食に下野市産かんびようを取り入れてもらい、その費用の一部として児童一人当たり300円を補助した。学校では給食だより等により地元農畜産物の良さを家庭に周知した。 ●消費者とかんびよう生産者等の交流をとおして地元産かんびようの生産振興と消費拡大を図るためかんびようまつりを開催した。	●下野市産農畜産物の利用を拡大するため、学校給食に下野市産かんびようを取り入れてもらい、その費用の一部として児童一人当たり300円を補助する。学校では給食だより等により地元農畜産物の良さを家庭に周知した。 ●かんびようを使用したメニューを提供している飲食店等に対し費用の一部を補助し、かんびようの消費拡大を図る。 ●消費者とかんびよう生産者等の交流をとおして地元産かんびようの生産振興と消費拡大を図るためかんびようまつりを開催する (新型コロナウイルスの影響で中止)	A	●学校給食におけるかんびよう使用に係る一部費用の助成事業については、すべての学校で取組が行われ定着している。かんびようの価格が高く、給食費を圧迫することから、コストを抑える工夫が今後の課題である。	②継続	②飢餓をゼロに	●下野市産農畜産物の利用を拡大するため、学校給食に下野市産かんびようを取り入れてもらい、その費用の一部として児童一人当たり300円を補助する。学校では給食だより等により地元農畜産物の良さを家庭に周知する。 ●かんびようを使用したメニューを提供している飲食店等に対し費用の一部を補助し、かんびようの消費拡大を図る。 ●消費者とかんびよう生産者等の交流をとおして地元産かんびようの生産振興と消費拡大を図るためかんびようまつりを開催する (新型コロナウイルスの影響で中止)

⑥	地産地消及び食育の推進	学校教育課	●各学校での食育推進事業の実施（「朝食の簡単料理レシピ」の募集、食育だよりの発行。） ●学校給食に「しもつけいっぱいデイ」を設け、学校給食に下野産の食材を取り入れた。	●各学校での食育推進事業の実施（「朝食の簡単料理レシピ」の募集、食育だよりの発行。朝食アンケートの実施。） ●学校給食に「しもつけいっぱいデイ」を設け、学校給食に下野産の食材を取り入れた。	●各学校での食育推進事業の実施（「朝食の簡単料理レシピ」の募集、食育だよりの発行。朝食アンケートの実施。） ●学校給食に「しもつけいっぱいデイ」を設け、学校給食に下野産の食材を取り入れた。	●各学校での食育・地産地消推進事業の実施（「朝食の簡単料理レシピ」の小・中一括募集、食育だよりの発行。朝食アンケートの実施。食に関する指導計画の見直し。） ●学校給食に「しもつけいっぱいデイ」を設け、学校給食に下野産の食材を取り入れた。	●各学校での食育・地産地消推進事業の実施（「朝食の簡単料理レシピ」の小・中一括募集、食育だよりの発行。朝食アンケートの実施。食に関する指導計画の実施開始。） ●学校給食に「しもつけいっぱいデイ」を設け、学校給食に下野産の食材を取り入れる。	A	●「食に関する指導計画」に基づく指導について、PDCAサイクルを確立していく。	②継続 ●各学校での食育・地産地消推進事業の実施（「朝食の簡単料理レシピ」の小・中一括募集、食育だよりの発行。朝食アンケートの実施。食に関する指導計画の実施。） ●学校給食に「しもつけいっぱいデイ」を設け、学校給食に下野産の食材を取り入れる。 ●食育との関連を図った総合的な学習の時間における学習活動の展開。	③すべての人に健康と福祉を	●各学校での食育・地産地消推進事業の実施（「朝食の簡単料理レシピ」の小・中一括募集、食育だよりの発行。朝食アンケートの実施。食に関する指導計画の実施。） ●学校給食に「しもつけいっぱいデイ」を設け、学校給食に下野産の食材を取り入れる。 ●食育との関連を図った学級活動、総合的な学習の時間における学習活動の展開。 ●外部講師を招聘しての食に関する授業の実施。
		健康増進課	●道の駅しもつけの月別野菜売上を基にした消費者が利用しやすい旬の野菜レシピを作成し、公共施設、各種健康教室等、市ホームページにおいて啓発を実施した。	●道の駅しもつけの月別野菜売上を基にした消費者が利用しやすい旬の野菜レシピを作成し、公共施設、各種健康教室等、市ホームページにおいて啓発を実施した。	●道の駅しもつけの月別野菜売上を基にした消費者が利用しやすい旬の野菜レシピを作成し、公共施設、各種健康教室等、市ホームページにおいて啓発を実施した。	●今まで作成した消費者が利用しやすい旬の野菜レシピを集約したレシピ集を作成し、公共施設、各種健康教室等、市ホームページにおいて啓発を実施した。	●地域での健康教育を実施し、バランスのとれた食事の普及啓発、減塩の推進、野菜摂取量の増加の普及啓発、朝食の重要性についての周知を図っていく。	A	●健康教育やホームページ等で食育を推進しているが、それを地域へ周知する取り組みが必要。	②継続 ●健康教育やホームページ等での食育の推進	②飢餓をゼロに	●地域での健康教育を実施し、バランスのとれた食事の普及啓発、減塩の推進、野菜摂取量の増加の普及啓発、朝食の重要性についての周知を図っていく。
⑦	高等学校における消費者教育の推進	県くらし安全安心課 県教育委員会	●県政出前講座（6回939名参加）	●県政出前講座（8回1,518名参加）	●県政出前講座（5回898名参加）	●県政出前講座（3回741名参加）	●県政出前講座（2回333名参加）				④質の高い教育をみんなに	●県政出前講座等の実施（回数未定）

イ 消費生活に関する情報提供の推進

	取組内容	担当課等	（参考）第二次計画（平成28年度～令和2年度）の取組状況					（参考）第二次計画（平成28年度～令和2年度）		（参考）第三次計画（令和3年度～令和7年度）		関連するSDGsの目標	令和3年度実施予定
			平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度（予定）	評価	問題点・今後の課題	方向性等			
①	広報紙等による消費生活情報の提供	安全安心課 (消費生活センター)	●毎月「広報しもつけ」紙面において、消費者コラムを掲載（その他、必要に応じ記事を掲載、注意喚起を行った。）	●毎月「広報しもつけ」紙面において、消費者コラムを掲載（その他、必要に応じ記事を掲載、注意喚起を行った。）	●毎月「広報しもつけ」紙面において、消費者コラムを掲載（その他、必要に応じ記事を掲載、注意喚起を行った。）	●毎月「広報しもつけ」紙面において、消費者コラムを掲載（その他、必要に応じ記事を掲載、注意喚起を行った。）	●毎月「広報しもつけ」紙面において、消費者コラムを掲載（その他、必要に応じ記事を掲載、注意喚起を行った。）	A	●市広報紙への掲載だけでなく、即時性の高いHPの充実が課題である。	②継続	⑩平和と公正をすべての人に	●毎月「広報しもつけ」紙面に消費者コラムを掲載（タイムリーなテーマを取り上げるとともに、緊急性のある内容はHPへ掲載）	
②	消費生活に関するチラシやリーフレット等の作成・配布	安全安心課 (消費生活センター)	●消費者啓発講演会及び消費者まつり開催時に「2017版くらしの豆知識」を配布（300部）	●消費者啓発講演会及び消費者まつり開催時に「2018版くらしの豆知識」を配布（140部）	●消費者啓発講演会及び消費者まつり開催時に「2019版くらしの豆知識」を配布（140部）	●消費者啓発講演会及び消費者まつり開催時に「2020版くらしの豆知識」を配布（130部）	未定	A	●国県の発行物を有効活用していく必要がある。	②継続	⑩平和と公正をすべての人に	●消費者啓発講演会及び消費者まつり開催時に「2022版くらしの豆知識」を配布（130部）	
③	消費生活に関する教材等の提供による学習活動の支援	安全安心課 (消費生活センター)	●国民生活センター「見守り新鮮情報」等、その他国や県作成の資料等を有効活用し、必要に応じて随時提供	●国民生活センター「見守り新鮮情報」等、その他国や県作成の資料等を有効活用し、必要に応じて随時提供	●国民生活センター「見守り新鮮情報」等、その他国や県作成の資料等を有効活用し、必要に応じて随時提供	●国民生活センター「見守り新鮮情報」等、その他国や県作成の資料等を有効活用し、必要に応じて随時提供	●国民生活センター「見守り新鮮情報」等、その他国や県作成の資料等を有効活用し、必要に応じて随時提供	A	●国県の発行物を有効活用していく必要がある。	②継続	⑩平和と公正をすべての人に	●国民生活センター「見守り新鮮情報」等、その他国や県作成の資料等を有効活用し、必要に応じて随時提供	
④	消費者まつりでの消費生活知識の普及啓発	安全安心課 (消費生活センター)	●日時：1/22（日）9：00～13：30 ●場所：南河内公民館 ●内容： ①15参加団体による展示、実演等 ②お笑い劇団 笑劇派による消費者被害防止啓発劇「老婆の休日がいま、危ない」の上演 ●参加者：約300名	●日時：1/21（日）9：00～13：30 ●場所：保健福祉センターきら館 ●内容： ①15参加団体による展示、実演等 ②劇団らくりん座による消費者被害防止啓発劇「タヌキとキツネがだまされた？」の上演 ●参加者：約270名	●日時：1/27（日）9：00～13：30 ●場所：保健福祉センターきら館 ●内容： ①15参加団体による展示、実演等 ②劇団らくりん座による消費者被害防止啓発劇「タヌキとキツネがだまされた？」の上演 ●参加者：約300名	●日時：2/2（日）9：00～12：30 ●場所：南河内公民館 ●内容： ①15参加団体による展示、実演等 ②お笑い劇団 笑劇派による消費者被害防止啓発劇「新時代、便乗しても詐欺はご免！」の上演 ●参加者：約250名	●新型コロナウイルス感染拡大防止により中止	A	●多くの消費者に参加してもらえよう、開催時期や会場、開催方法や内容を検討していく必要がある。	②継続	①住み続けられるまちづくりを	(R2年度はコロナ禍により中止) ●消費者が興味関心をもち、より多くの参加者が見込めるような開催内容を検討し、1月下旬に開催予定	
⑤	教職員、PTAへの消費生活情報の提供	学校教育課	●情報モラルについてのリーフレットを小中学校に配布 ●県の金銭・金融教育の講師派遣を依頼し、金銭教育の授業を実施（2校）	●情報モラルについてのリーフレットを小中学校に配布 ●県の金銭・金融教育の講師派遣を依頼し、金銭教育の授業を実施（1校）	●情報モラルについてのリーフレットを小中学校に配布 ●県の金銭・金融教育の講師派遣を依頼し、金銭教育の授業を実施（1校）	●情報モラルについてのリーフレットを小中学校に配布 ●県の金銭・金融教育の講師派遣を依頼し、金銭教育の授業を実施（1校）	●情報モラルについてのリーフレットを小中学校に配布 ●県の金銭・金融教育の講師派遣を依頼し、金銭教育の授業を実施（1校）	B	●ネットを取り巻く環境の変化から、自己コントロールしながら関わっていただけるような啓発活動を継続していく必要がある。	②継続 ●情報モラルについてのリーフレットを活用した授業の実施 ●県の金銭・金融教育の講師派遣による金銭教育の授業	⑩つくる責任 つかう責任	●情報モラルについてのリーフレットを活用した授業の実施 ●県の金銭・金融教育の講師派遣による金銭教育の授業	
		安全安心課 (消費生活センター)	●小・中学校における消費者教育講座時に、保護者へ向けた啓発資料を配布	●小・中学校における消費者教育講座時に、保護者へ向けた啓発資料を配布	●小・中学校における消費者教育講座時に、保護者へ向けた啓発資料を配布	●小・中学校における消費者教育講座時に、保護者へ向けた啓発資料を配布	●小・中学校における消費者教育講座時に、保護者へ向けた啓発資料を配布	●小・中学校における消費者教育講座時に、保護者へ向けた啓発資料を配布	A	●教職員や児童生徒だけでなく、保護者への啓発の機会として、今後も積極的に情報提供していく必要がある。	②継続	④質の高い教育をみんなに	●小・中学校における消費者教育講座時に、保護者へ向けた啓発資料を配布する。

(2) 消費者団体等との連携の推進

ア 消費者団体等との連携強化及び情報共有

	取組内容	担当課等	(参考) 第二次計画 (平成28年度～令和2年度) の取組状況					(参考) 第二次計画 (平成28年度～令和2年度)		(参考) 第三次計画 (令和3年度～令和7年度)	関連するSDGsの目標	令和3年度実施予定
			平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度 (予定)	評価	問題点・今後の課題	方向性等		
①	地域で活動する消費者団体等との連携による啓発活動の実施	安全安心課 (消費生活センター)	●消費者月間における市内商業施設での街頭啓発活動の実施 ●消費者まつりでの展示・発表による情報提供	●消費者月間における市内商業施設での街頭啓発活動の実施 ●消費者まつりでの展示・発表による情報提供	●消費者月間における市内商業施設での街頭啓発活動の実施 ●消費者まつりでの展示・発表による情報提供	●消費者月間における市内商業施設での街頭啓発活動の実施 ●消費者まつりでの展示・発表による情報提供	●消費者月間における市内商業施設での街頭啓発活動の実施 ●消費者まつりでの展示・発表による情報提供 (予定)	A	●消費者月間以外での啓発活動の機会も必要である。	②継続	⑩住み続けられるまちづくりを	●消費者月間の期間中、ケーブルテレビで啓発活動を実施。消費者まつりでの展示等による啓発活動を実施
②	地域で活動する消費者団体等による自主的な学習活動の推進	安全安心課 (消費生活センター)	●各種団体等の総会・定例会時等における出前講座の実施	●各種団体等の総会・定例会時等における出前講座の実施	●各種団体等の総会・定例会時等における出前講座の実施	●各種団体等の総会・定例会時等における出前講座の実施	B	●出前講座の依頼が少ないため、広報周知の工夫が必要である。	②継続	④質の高い教育をみんなに	●各種団体等の総会・定例会時等における出前講座の実施	

基本方針2 消費生活の安全・安心の確保

(1) 身近な生活環境の安全・安心の確保

ア 安全な商品等の確保

	取組内容	担当課等	(参考) 第二次計画 (平成28年度～令和2年度) の取組状況					(参考) 第二次計画 (平成28年度～令和2年度)		(参考) 第三次計画 (令和3年度～令和7年度)	関連するSDGsの目標	令和3年度実施予定
			平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度 (予定)	評価	問題点・今後の課題	方向性等		
①	家庭用品品質表示法、消費生活用製品安全法及び電気用品安全法に基づく販売事業者への立入検査の実施	安全安心課	●家庭用品品質表示法及び消費生活用製品安全法に基づく立入検査の実施 (権限移譲に係る事務) ・立入検査実施店舗数：市内9店舗	●家庭用品品質表示法及び消費生活用製品安全法に基づく立入検査の実施 (権限移譲に係る事務) ・立入検査実施店舗数：市内9店舗	●家庭用品品質表示法及び消費生活用製品安全法に基づく立入検査の実施 (権限移譲に係る事務) ・立入検査実施店舗数：市内9店舗	●家庭用品品質表示法及び消費生活用製品安全法に基づく立入検査の実施 (権限移譲に係る事務) ・立入検査実施店舗数：市内4店舗	●家庭用品品質表示法及び消費生活用製品安全法に基づく立入検査の実施 (権限移譲に係る事務) ・立入検査実施店舗数：市内店舗 (予定)	B		②継続	⑩つくる責任 つかう責任	●家庭用品品質表示法及び消費生活用製品安全法に基づく立入検査の実施 (権限移譲に係る事務) ・立入検査実施店舗数：市内3店舗 (予定)
		商工観光課	●電気用品安全法に基づく販売事業者への立入検査の実施 3店舗	●電気用品安全法に基づく販売事業者への立入検査の実施 3店舗	●電気用品安全法に基づく販売事業者への立入検査の実施 3店舗	●電気用品安全法に基づく販売事業者への立入検査の実施 3店舗	●電気用品安全法に基づく販売事業者への立入検査の実施 3店舗	B		②継続	⑩つくる責任 つかう責任	●電気用品安全法に基づく販売事業者への立入検査の実施 3店舗
②	消費生活に係る商品テストの相談案内	安全安心課 (消費生活センター)	●対象案件なしのため未実施	●対象案件なしのため未実施	●対象案件なしのため未実施	●対象案件なしのため未実施	●対象案件なしのため未実施	B	●商品テストを必要とする案件が無かったため実績なし。	②継続	⑩つくる責任 つかう責任	●商品テストを必要とする案件については、関係機関と連携し案内を実施
③	消費者に対する食品表示制度の普及啓発	県くらし安全安心課 県生活衛生課	●食品表示自由研究 (2回、小学生とその保護者239名参加)	●県民等が開催する学習会に関係職員を派遣するなど、食品の健全な食生活に関する情報の提供に努めた。	●県民等が開催する学習会に関係職員を派遣するなど、食品の健全な食生活に関する情報の提供に努めた。	●県民等が開催する学習会に関係職員を派遣するなど、食品の健全な食生活に関する情報の提供に努めた。	●県民等が開催する学習会に関係職員を派遣するなど、食品の健全な食生活に関する情報の提供に努めた。				④質の高い教育をみんなに	●消費者に対して、迅速な情報発信と分かりやすい情報提供を行うとともに、食品表示の見方と効果的な活用方法の周知を行います。
		安全安心課	●食品の健全な食生活に関する情報の収集に努めた。	●食品の健全な食生活に関する情報の収集に努めた。	●食品の健全な食生活に関する情報の収集に努めた。	●食品の健全な食生活に関する情報の収集に努めた。	●食品の健全な食生活に関する情報の収集に努める。	B	●タイムリーな情報提供ができるよう情報収集に努める必要がある。	②継続	④質の高い教育をみんなに	●消費者に対して、迅速な情報発信と分かりやすい情報提供を行えるよう情報収集に努める。
④	食品表示に関する監視指導の実施と関係機関との連携	県くらし安全安心課 県生活衛生課 (県商健康福祉センター)	●適正な表示がなされた食品が消費者に提供されるよう事業者に対する指導を実施 ●食品表示の監視指導を効果的に行うため、関係機関との合同監視を実施	●適正な表示がなされた食品が消費者に提供されるよう事業者に対する指導を実施 ●食品表示の監視指導を効果的なものとするため、事業者に対し、関係機関の連携を深め、8月と12月に合同監視を実施	●適正な表示がなされた食品が消費者に提供されるよう事業者に対する指導を実施 ●食品表示の監視指導を効果的なものとするため、事業者に対し、関係機関の連携を深め、8月と12月に合同監視を実施	●適正な表示がなされた食品が消費者に提供されるよう事業者に対する指導を実施 ●食品表示の監視指導を効果的なものとするため、事業者に対し、関係機関の連携を深め、8月と12月に合同監視を実施	●適正な表示がなされた食品が消費者に提供されるよう事業者に対する指導を実施した。 ●食品表示の監視指導を効果的なものとするため、事業者に対し、関係機関の連携を深め、合同監視を実施した。				⑩つくる責任 つかう責任	●栃木県食品表示適正化強化月間 (8月、12月) を中心に、関係機関と連携した食品表示の監視指導を実施し、関係法令等に基づいた適正な食品表示についての食品事業者への周知を行います。
⑤	事業者等に対する食品衛生監視指導の実施	県生活衛生課 (県商健康福祉センター)	●食品関係施設の危害度や指導状況等に応じた監視指導等を定めた「平成28年度 栃木県食品衛生監視指導計画」を策定	●食品関係施設の危害度や指導状況等に応じた監視指導や食品の検査計画等を定めた「平成29年度 栃木県食品衛生監視指導計画」を策定	●食品関係施設の危害度や指導状況等に応じた監視指導や食品の検査計画等を定めた「平成30年度 栃木県食品衛生監視指導計画」を策定	●食品関係施設の危害度や指導状況等に応じた監視指導や食品の検査計画等を定めた「令和元年度 栃木県食品衛生監視指導計画」を策定	●食品関係施設の危害度や指導状況等に応じた監視指導や食品の検査計画等を定めた「令和2年度 栃木県食品衛生監視指導計画」を策定				⑩つくる責任 つかう責任	●「令和3年度栃木県食品衛生監視指導計画」に基づき、食品関係施設への計画的かつ効果的な監視指導を実施します。

イ 住まいと居住環境の安全性の確保

	取組内容	担当課等	(参考) 第二次計画 (平成28年度～令和2年度) の取組状況					(参考) 第二次計画 (平成28年度～令和2年度)		(参考) 第三次計画 (令和3年度～令和7年度)	関連するSDGsの目標	令和3年度実施予定
			平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度 (予定)	評価	問題点・今後の課題	方向性等		
①	建築物耐震改修促進計画の推進	都市計画課	●耐震アドバイザー派遣事業：2件 (1件につき2,500円補助) ●消費者まつり及び産業祭における啓発活動の実施 ・耐震化施策のPRパネル展示 ・木造住宅の耐震診断および耐震補強工事補助制度のパンフレット配布	●耐震アドバイザー派遣事業：1件 (1件につき2,500円補助) ●消費者まつり及び産業祭における啓発活動の実施 ・耐震化施策のPRパネル展示 ・木造住宅の耐震診断および耐震補強工事補助制度のパンフレット配布 ●住宅総合相談会における啓発活動の実施 ・木造住宅の耐震診断および耐震補強工事補助制度のパンフレット配布 ・建築士、増改築相談員、司法書士との相談	●消費者まつり及び産業祭における啓発活動の実施 ・耐震化施策のPRパネル展示 ・木造住宅の耐震診断および耐震補強工事補助制度のパンフレット配布	●産業祭における啓発活動の実施 ・耐震化施策のPRパネル展示 ・木造住宅の耐震診断および耐震補強工事補助制度のパンフレット配布	●産業祭における啓発活動の実施 ・耐震化施策のPRパネル展示 ・木造住宅の耐震診断および耐震補強工事補助制度のパンフレット配布	A	●産業祭での啓発活動は軌道に乗ったが、令和2年度はコロナ禍により産業祭が中止となった。	②継続 ●引き続き産業祭での啓発活動を実施する。	①住み続けられるまちづくりを	●市庁舎ロビーにて耐震化促進に関連するPRパネルを展示する。 ●耐震補助促進用チラシを配布する。
②	木造住宅の耐震対策の促進	都市計画課	●木造住宅耐震診断：0件 (1件につき2万円補助) ●木造住宅耐震改修・建替：0件 (1件につき80万円補助)	●木造住宅耐震診断：5件 (1件につき2万円補助) ●木造住宅耐震改修・建替：4件 (1件につき80万円補助)	●木造住宅耐震診断：3件 (1件につき2万円補助) ●木造住宅耐震改修・建替：2件 (1件につき80万円補助)	●木造住宅耐震診断：3件 (1件につき2万円補助) ●木造住宅耐震改修・建替：4件 (1件につき80万円補助)	●木造住宅耐震診断：5件 (1件につき2万円を上限に補助) ●木造住宅耐震改修・建替：5件 (1件につき100万円を上限に補助)	A	●毎年数件程度の補助実績があるが、予算上の予定件数までには至っていない。	②継続 ●啓発活動を強化するなどPRに努める。	①住み続けられるまちづくりを	●木造住宅耐震診断：2件 (1件につき6万4千円を上限に補助) ●木造住宅耐震改修・建替：3件 (1件につき100万円を上限に補助)
③	建築物の地震に対する安全性の向上に関する知識の普及啓発	都市計画課	●耐震普及ローラー作戦 訪問地区：石橋地区 訪問戸数：55戸 実施時期：7月、11月	●耐震普及ローラー作戦 訪問地区：石橋地区 訪問戸数：12戸 実施時期：7月、11月	●耐震普及ローラー作戦 訪問地区：南河内地区 訪問戸数：22戸 実施時期：8月	●耐震普及ローラー作戦 訪問地区：国分寺地区 訪問戸数：33戸 実施時期：7月、2月	●耐震普及ローラー作戦	A	●毎年2回ほど実施している。住宅建築に関し理想的と言われる春秋の着工に合わせた効果的な実施時期の検討が必要。	②継続 ●引き続き県と協力して実施する。	①住み続けられるまちづくりを	●耐震普及ローラー作戦 コロナ禍の状況によってはポスティングを実施
④	ハザードマップによる情報提供の推進	安全安心課									①住み続けられるまちづくりを	●ハザードマップを改訂し、9月に配布予定

(2) 環境保全の推進

ア 環境に配慮した消費行動の推進

	取組内容	担当課等	(参考) 第二次計画 (平成28年度～令和2年度) の取組状況					(参考) 第二次計画 (平成28年度～令和2年度)		(参考) 第三次計画 (令和3年度～令和7年度)	関連するSDGsの目標	令和3年度実施予定
			平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度 (予定)	評価	問題点・今後の課題	方向性等		
①	環境に配慮した消費行動のための知識の普及啓発	環境課	●広報紙やホームページでの情報提供 ●各種イベント時における啓発	●広報紙やホームページでの情報提供 ●各種イベント時における啓発	●広報紙やホームページでの情報提供 ●各種イベント時における啓発 ●環境家計簿診断時における助言	●広報紙やホームページでの情報提供 ●各種イベント時における啓発 ●環境家計簿診断時における助言	●広報紙やホームページでの情報提供 ●各種イベント時における啓発 ●環境家計簿診断時における助言	A	●持続可能な社会の実現のためには、市民一人ひとりが環境に配慮した消費行動をしていくことが必要である。	②継続 ●広報紙やホームページでの情報提供 ●各種イベント時における啓発	⑩つくる責任 つかう責任	●広報紙やホームページでの情報提供 ●各種イベント時における啓発 ●環境家計簿診断時における助言
②	ごみ減量・リサイクルの推進	環境課	●広報紙やホームページでの情報提供 ●各種イベント時における啓発	●広報紙やホームページでの情報提供 ●各種イベント時における啓発	●広報紙やホームページでの情報提供 ●各種イベント時における啓発 ●自治会等団体を対象としたごみ分別説明会の実施	●広報紙やホームページでの情報提供 ●各種イベント時における啓発 ●自治会等団体を対象としたごみ分別説明会の実施 ●資源ごみ回収事業の助成額の増額 ●生ごみ処理機設置補助額の増額 ●水切りネット、雑紙分別用袋の各戸配布	●広報紙やホームページでの情報提供 ●各種イベント時における啓発 ●自治会等団体を対象としたごみ分別説明会の実施	A	●ごみ減量、リサイクルを推進していくためには、継続して情報提供をする必要がある。	②継続 ●広報紙やホームページでの情報提供 ●各種イベント時における啓発 ●自治会等団体への分別説明会	①住み続けられるまちづくりを	●広報紙やホームページでの情報提供 ●各種イベント時における啓発 ●自治会等団体を対象としたごみ分別説明会の実施

イ 地域資源の活用

	取組内容	担当課等	(参考) 第二次計画 (平成28年度～令和2年度) の取組状況					(参考) 第二次計画 (平成28年度～令和2年度)		(参考) 第三次計画 (令和3年度～令和7年度)	関連するSDGsの目標	令和3年度実施予定
			平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度 (予定)	評価	問題点・今後の課題	方向性等		
①	地産地消及び食育の推進 【再掲：1.-(1)-ア 消費者教育の機会の充実】	農政課 学校教育課 健康増進課	1.-(1)-アに同じ	1.-(1)-アに同じ	1.-(1)-アに同じ	1.-(1)-アに同じ	1.-(1)-アに同じ					※再掲

基本方針3 消費者被害の未然防止及び救済

(1) 消費者被害の未然防止の推進

ア 不適正な取引行為への対応

	取組内容	担当課等	(参考) 第二次計画 (平成28年度～令和2年度) の取組状況					(参考) 第二次計画 (平成28年度～令和2年度)		(参考) 第三次計画 (令和3年度～令和7年度)	関連するSDGsの目標	令和3年度実施予定	
			平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度 (予定)	評価	問題点・今後の課題	方向性等			
①	事業者に対する指導、勧告及び事業者名等の公表	県くらし安全安心課	●相談受付部門や市町消費生活センターと連携しながら、関係法令に基づく事業者指導等を実施する。	●相談受付部門や市町消費生活センターと連携しながら、関係法令に基づく事業者指導等を実施する。	●相談受付部門や市町消費生活センターと連携しながら、関係法令に基づく事業者指導等を実施する。	●相談受付部門や市町消費生活センターと連携しながら、関係法令に基づく事業者指導等を実施する。	●相談受付部門や市町消費生活センターと連携しながら、関係法令に基づく事業者指導等を実施する。	●相談受付部門や市町消費生活センターと連携しながら、関係法令に基づく事業者指導等を実施する。				12 つくる責任 つかう責任	●相談受付部門や市町消費生活センターと連携しながら、関係法令に基づく事業者指導等を実施する。
②	不適正な取引行為について事業者への周知徹底	県くらし安全安心課	●相談受付部門や市町消費生活センターの相談受付件数を参考に、自主訪問事業者に情報提供する。	●相談受付部門や市町消費生活センターの相談受付件数を参考に、自主訪問事業者に情報提供する。	●相談受付部門や市町消費生活センターの相談受付件数を参考に、自主訪問事業者に情報提供する。	●相談受付部門や市町消費生活センターの相談受付件数を参考に、自主訪問事業者に情報提供する。	●相談受付部門や市町消費生活センターの相談受付件数を参考に、自主訪問事業者に情報提供する。	●相談受付部門や市町消費生活センターの相談受付件数を参考に、自主訪問事業者に情報提供する。				12 つくる責任 つかう責任	●相談受付部門や市町消費生活センターの相談受付件数を参考に、自主訪問事業者に情報提供する。
③	特殊詐欺撃退機器の購入費助成	安全安心課										11 住み続けられるまちづくりを	●特殊詐欺被害の未然防止を図るため、本制度の周知と活用促進に努める。

イ 消費者被害に関する情報提供等の強化

	取組内容	担当課等	(参考) 第二次計画 (平成28年度～令和2年度) の取組状況					(参考) 第二次計画 (平成28年度～令和2年度)		(参考) 第三次計画 (令和3年度～令和7年度)	関連するSDGsの目標	令和3年度実施予定
			平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度 (予定)	評価	問題点・今後の課題	方向性等		
①	ホームページ、メール配信等による消費者被害情報発信の充実	総合政策課	●メール配信システム登録者：2,090人 (平成29年4月1日現在) ●広報誌によるメール配信サービス周知 (毎月掲載)	●メール配信システム登録者：2,042人 (平成30年4月1日現在) ●広報誌によるメール配信サービス周知 (毎月掲載)	●メール配信システム登録者：2,099人 (平成31年4月1日現在) ●広報誌によるメール配信サービス周知 (毎月掲載)	●メール配信システム登録者：2,161人 (令和2年4月1日現在) ●広報誌によるメール配信サービス周知 (毎月掲載)	●メール配信システム登録者：2,197人 (令和2年7月1日現在) ●今後の推計 (2,220人) ●広報誌によるメール配信サービス周知 (毎月掲載)	A	●登録者の推移が微増の状況である。 ●今後の課題は、現状以外の周知方法を検討し利用者の増加につなげる。	②継続 ●今後も、広報誌・ホームページでの周知及FMiゆうがおを利用して登録者の増加を図る。	16 平和と公正をすべての人に	●引き続き、広報誌・ホームページで周知に努めるとともに、FMiゆうがおを利用して登録者の増加を図る。
		安全安心課 (消費生活センター)	●消費者被害の拡大防止のため、適宜ホームページやメール配信等により情報発信に努めた。	●消費者被害の拡大防止のため、適宜ホームページやメール配信等により情報発信に努めた。	●消費者被害の拡大防止のため、適宜ホームページやメール配信等により情報発信に努めた。	●消費者被害の拡大防止のため、適宜ホームページやメール配信等により情報発信に努めた。	●消費者被害の拡大防止のため、適宜ホームページやメール配信等により情報発信に努めていく。	A	●高齢者や障がい者でも情報が入手できるよう、情報のバリアフリー化が必要	②継続	16 平和と公正をすべての人に	●消費者被害の拡大防止のため、適宜HPやメール配信等により情報発信に努める。高齢者等への効果的な情報発信方法を検討する。
②	消費生活出前講座の実施【再掲：1. - (1) -ア 消費者教育の機会の充実】	安全安心課 (消費生活センター) 生涯学習文化課	1. - (1) -アに同じ	1. - (1) -アに同じ	1. - (1) -アに同じ	1. - (1) -アに同じ	1. - (1) -アに同じ					※再掲
③	福祉関係者等への消費者被害情報の提供	社会福祉課	●民生委員児童委員協議会定例会で「振り込め詐欺防止策について」、市安全安心課より、最新情報について周知し、民生委員児童委員活動に役立てた。また、併せて消費者啓発講演会への参加依頼も行った。	●民生委員児童委員協議会定例会で、市安全安心課から民生委員児童委員に対し、消費者啓発講演会への参加依頼を行った。	●民生委員児童委員協議会定例会で、市安全安心課から民生委員児童委員に対し、消費者啓発講演会への参加依頼を行った。	●民生委員児童委員協議会定例会で、市安全安心課から民生委員児童委員に対し、消費者啓発講演会への参加依頼を行った。	●民生委員児童委員協議会定例会で、市安全安心課から民生委員児童委員に対し、消費者啓発講演会への参加依頼を行った。	A		②継続	3 すべての人に健康と福祉を	●民生委員児童委員協議会定例会で、市安全安心課から民生委員児童委員に対し、消費者啓発講演会への参加依頼を行う予定である。
		安全安心課 (消費生活センター)	●社会福祉課と連携を図りながら、随時消費者被害の情報提供を実施した。	●社会福祉課と連携を図りながら、随時消費者被害の情報提供を実施した。	●社会福祉課と連携を図りながら、随時消費者被害の情報提供を実施した。	●社会福祉課と連携を図りながら、随時消費者被害の情報提供を実施した。	●社会福祉課と連携を図りながら、随時消費者被害の情報提供を実施していく。	B	●連携を密にし、情報提供や啓発を続けていく必要がある。	②継続	16 平和と公正をすべての人に	●社会福祉課と連携を密にし、効果的な情報発信や啓発に努める。
④	地域で活動する消費者団体等との連携による啓発活動の実施【再掲：1. - (2) -ア 消費者団体等との連携強化及び情報共有】	安全安心課 (消費生活センター)	1. - (2) -アに同じ	1. - (2) -アに同じ	1. - (2) -アに同じ	1. - (2) -アに同じ	1. - (2) -アに同じ					※再掲

(2) 消費者被害救済体制の強化

ア 消費生活相談体制の充実

	取組内容	担当課等	(参考) 第二次計画 (平成28年度～令和2年度) の取組状況					(参考) 第二次計画 (平成28年度～令和2年度)		(参考) 第三次計画 (令和3年度～令和7年度)	関連するSDGsの目標	令和3年度実施予定
			平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度 (予定)	評価	問題点・今後の課題	方向性等		
①	消費生活相談員の助言・あっせん等による消費者トラブルの解決	安全安心課 (消費生活センター)	●消費生活センターにおける消費生活相談対応 ・相談日時：月～金曜日 (祝日・年末年始を除く) 午前9時～午後5時 (正午～午後1時を除く) ・相談受付件数：265件	●消費生活センターにおける消費生活相談対応 ・相談日時：月～金曜日 (祝日・年末年始を除く) 午前9時～午後5時 (正午～午後1時を除く) ・相談受付件数：360件	●消費生活センターにおける消費生活相談対応 ・相談日時：月～金曜日 (祝日・年末年始を除く) 午前9時～午後5時 (正午～午後1時を除く) ・相談受付件数：444件	●消費生活センターにおける消費生活相談対応 ・相談日時：月～金曜日 (祝日・年末年始を除く) 午前9時～午後5時 (正午～午後1時を除く) ・相談受付件数：359件	●消費生活センターにおける消費生活相談対応 ・相談日時：月～金曜日 (祝日・年末年始を除く) 午前9時～午後5時 (正午～午後1時を除く) ・相談受付件数：127件 (令和2年6月末日現在)	A	●相談窓口として、センターの広報周知に努め、認知度向上を図っていく必要がある。	②継続	16 平和と公正をすべての人に	●消費生活センターにおける消費生活相談対応 ・相談日時：月～金曜日 (祝日・年末年始を除く) 午前9時～午後5時 (正午～午後1時を除く)

②	消費生活相談員の研修参加支援による相談力向上の促進	安全安心課 (消費生活センター)	●相談対応力のスキルアップのため、栃木県及び国民生活センターにおいて実施している研修会への参加を支援(旅費支給) ・研修参加回数:延べ56回	●相談対応力のスキルアップのため、栃木県及び国民生活センターにおいて実施している研修会への参加を支援(旅費支給) ・研修参加回数:延べ54回	●相談対応力のスキルアップのため、栃木県及び国民生活センターにおいて実施している研修会への参加を支援(旅費支給) ・研修参加回数:延べ46回	●相談対応力のスキルアップのため、栃木県及び国民生活センターにおいて実施している研修会への参加を支援(旅費支給) ・研修参加回数:延べ36回	●相談対応力のスキルアップのため、栃木県及び国民生活センターにおいて実施している研修会への参加を支援していく。 (旅費支給) ・研修参加回数:延べ2回(令和2年7月末日現在)	A	●相談員のさらなる相談対応力の向上のため、引き続き研修参加を支援していく必要がある。	②継続	⑩平和と公正をすべての人に	●相談対応力のスキルアップのため、栃木県及び国民生活センターにおいて実施している研修会への参加を支援していく。(旅費支給)
③	消費生活相談窓口の周知、利用の促進	安全安心課 (消費生活センター)	●広報、ホームページ等において周知、利用の促進を図った。	●広報、ホームページ等において周知、利用の促進を図った。	●広報、ホームページ等において周知、利用の促進を図った。	●広報、ホームページ等において周知、利用の促進を図った。	●広報、ホームページ等において周知、利用の促進を図った。	A	●今後も継続的に周知、利用の促進を図る必要がある。	②継続	⑩平和と公正をすべての人に	●広報、HP、講座等において周知、利用促進を図る。
④	心配ごと相談の実施(一般相談・総合相談)	社会福祉協議会 (社会福祉課)	●一般相談(第1・2週)・総合相談(第3週)・児童母子相談(第4週)として実施 ・石橋地区【石橋公民館】 月曜日実施 ・国分寺地区【ゆうゆう館】 火曜日実施 ・南河内地区【ふれあい館】 金曜日実施 ※136日間実施し、相談件数:54件	●一般相談(第1・2週)・総合相談(第3週)として実施。ただし、第4週は市内全地区対象とした総合相談として実施 ・石橋地区【石橋公民館】 月曜日実施 ・国分寺地区【ゆうゆう館】 火曜日実施 ・南河内地区【ふれあい館】 金曜日実施 ※133日間実施し、相談件数:43件	●一般相談(第1・2週)・総合相談(第3週)として実施。ただし、第4週は市内全地区対象とした総合相談として実施 ・石橋地区【石橋公民館】 月曜日実施 ・国分寺地区【ゆうゆう館】 火曜日実施 ・南河内地区【ふれあい館】 金曜日実施 ※132日間実施し、相談件数:55件	●一般相談(第1・2週)・総合相談(第3週)として実施。ただし、第4週は市内全地区対象とした総合相談として実施 ・石橋地区【石橋公民館】 月曜日実施 ・国分寺地区【ゆうゆう館】 火曜日実施 ・南河内地区【ふれあい館】 金曜日実施 ・全地区【ゆうゆう館】 第4週の火曜日実施 ※115日間実施し、相談件数:49件	●一般相談(第1・2週)・総合相談(第3週)として実施。ただし、第4週は市内全地区対象とした総合相談として実施 ・石橋地区【石橋公民館】 月曜日実施 ・国分寺地区【ゆうゆう館】 火曜日実施 ・南河内地区【ふれあい館】 金曜日実施 ※上記のとおり実施予定	A	●相談件数が少ない状況である。	③改善・見直し ●周知方法を工夫し、件数を伸ばすよう努める。	③すべての人に健康と福祉を	※社会福祉課からの業務委託から、社会福祉協議会直営の事業に変更 ●第1・第3火曜日(13:30~15:30)にゆうゆう館で実施(民生委員児童委員、主任児童委員、人権擁護委員、行政相談委員が対応)
⑤	弁護士による無料法律相談の実施	社会福祉協議会 (社会福祉課)	●第2木曜日に実施 ・石橋地【(石橋公民館) 実施日:5/12、8/4、11/10、2/9 ・国分寺地区【ゆうゆう館】 実施日:4/14、7/14、10/13、1/12 ・南河内地区【ふれあい館】 実施日:6/9、9/8、12/8、3/9 ※12日間実施し、相談件数:88件	●第2木曜日に実施 ・ゆうゆう館 実施日:4/13、5/11、6/8、7/13、8/10、9/14、10/12、11/9、12/14、1/11、2/8、3/8 ※12日間実施し、相談件数:96件	●第2木曜日に実施 ・ゆうゆう館 実施日:4/12、5/10、6/14、7/12、8/9、9/13、10/11、11/8、12/13、1/10、2/14、3/14 ※12日間実施し、相談件数:108件	●第2木曜日に実施 ・ゆうゆう館 実施日:4/11、5/9、6/13、7/11、8/8、9/12、10/10、11/14、12/12、1/9、2/13、3/14 ※12日間実施し、相談件数:112件	●第2木曜日に実施 ・ゆうゆう館 ※上記のとおり実施予定	A	毎月の相談が定員を超えているため、キャンセル待ちが発生している状況である。	③改善・見直し ●利用者状況に合わせて、実施回数を増やす等、事業内容を検討していく。	③すべての人に健康と福祉を	●第2・第4火曜日(13:30~16:00)にゆうゆう館で実施(栃木県弁護士会の弁護士が対応)
⑥	司法書士による無料法律相談の実施	栃木県司法書士会	●毎日第2水曜日開催 相談件数:29件	●毎日第2水曜日開催 相談件数:19件	●毎日第2水曜日開催 相談件数:38件	●毎日第2水曜日開催 相談件数:28件	●毎日第2水曜日開催				⑩平和と公正をすべての人に	●毎月第2水曜日開催(コロナ禍により令和2年6月より休止中)
⑦	多重債務者相談の強化	県くらし安全安心課 (県消費生活センター)	●多重債務者相談窓口担当者研修会(1回17名参加) ●多重債務相談強化キャンペーン期間(11月)中の広報強化 ●無料相談会の開催(1回)	●多重債務研修会(1回21名参加) ●多重債務相談強化キャンペーン期間(11月)中の広報強化 ●無料相談会(1回)	●多重債務研修会(1回25名参加) ●多重債務相談強化キャンペーン期間(11月)中の広報強化 ●無料相談会(1回)	●多重債務相談強化キャンペーン期間(11月)中の広報強化 ●無料相談会(1回)	●多重債務相談強化キャンペーン期間(11月)中の広報強化 ●無料相談会(1回)				①貧困をなくそう	●多重債務相談強化キャンペーン期間(11月)中の広報強化 ●無料相談会(1回)
		安全安心課 (消費生活センター)	●「広報しもつけ」紙面において、多重債務者無料相談会(県主催)開催記事を掲載、周知した。	●「広報しもつけ」紙面において、多重債務者無料相談会(県主催)開催記事を掲載、周知した。	●「広報しもつけ」紙面において、多重債務者無料相談会(県主催)開催記事を掲載、周知した。	●「広報しもつけ」紙面において、多重債務者無料相談会(県主催)開催記事を掲載、周知した。	●「広報しもつけ」紙面において、多重債務者無料相談会(県主催)開催記事を掲載、周知した。	B	●市単独での相談会開催は難しいため、県主催の相談会の周知や市相談員の参加等に努める。	②継続	①貧困をなくそう	●「広報しもつけ」紙面において、多重債務者無料相談会(県主催)開催記事を掲載、周知を図る。
⑧	土曜日における消費生活電話相談の実施	県くらし安全安心課 (県消費生活センター)	●受付時間:午前9時から午後5時まで 相談体制:消費生活相談員2名	同左	同左	同左	土曜日相談休止(4~9月)				⑫つくる責任 つかう責任	●土曜日相談休止中

イ 関係機関との連携強化

取組内容	担当課等	(参考) 第二次計画(平成28年度~令和2年度)の取組状況					(参考) 第二次計画(平成28年度~令和2年度)		(参考) 第三次計画(令和3年度~令和7年度)	関連するSDG sの目標	令和3年度実施予定
		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度(予定)	評価	問題点・今後の課題	方向性等		
① 関係機関、団体等との連携強化と情報の共有	安全安心課 (消費生活センター)									⑪パートナーシップで目標を達成しよう	●関係機関、団体等との連携を強化し、情報発信・情報共有しながら、消費者被害の拡大防止に努める。

(3) 高齢者等への消費生活に関する支援の強化

ア 高齢者等への消費生活情報の提供

取組内容	担当課等	(参考) 第二次計画(平成28年度~令和2年度)の取組状況					(参考) 第二次計画(平成28年度~令和2年度)		(参考) 第三次計画(令和3年度~令和7年度)	関連するSDG sの目標	令和3年度実施予定	
		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度(予定)	評価	問題点・今後の課題	方向性等			
① 福祉関係機関、団体等との連携による高齢者・障がいのある方への消費生活情報の提供	安全安心課 (消費生活センター)	●高齢福祉課、地域包括支援センター、社会福祉課、社会福祉協議会、下野警察署等との連携による情報提供 ・敬老会、老人クラブにおける啓発 ・その他随時情報提供	●高齢福祉課、地域包括支援センター、社会福祉課、社会福祉協議会、下野警察署等との連携による情報提供 ・敬老会、老人クラブにおける啓発 ・その他随時情報提供	●高齢福祉課、地域包括支援センター、社会福祉課、社会福祉協議会、下野警察署等との連携による情報提供 ・敬老会、老人クラブにおける啓発 ・その他随時情報提供	●高齢福祉課、地域包括支援センター、社会福祉課、社会福祉協議会、下野警察署等との連携による情報提供 ・敬老会、老人クラブにおける啓発 ・その他随時情報提供	●高齢福祉課、地域包括支援センター、社会福祉課、社会福祉協議会、下野警察署等との連携による情報提供 ・敬老会、老人クラブにおける啓発 ・その他随時情報提供	●高齢福祉課、地域包括支援センター、社会福祉課、社会福祉協議会、下野警察署等との連携による情報提供 ・敬老会、老人クラブにおける啓発 ・その他随時情報提供	A	●連携を密にし、情報提供や啓発を続けていく必要がある。	②継続	⑪パートナーシップで目標を達成しよう	●高齢福祉課、地域包括支援センター、社会福祉課、社会福祉協議会、下野警察署等との連携により、高齢者等へ効果的な情報提供を実施

②	高齢者ふれあいサロン事業等での消費生活情報提供の推進	高齢福祉課	●地域サロンや老人クラブの集まりの場に地域包括支援センター職員が訪問した際、詐欺被害の防止等について情報提供を実施	●地域サロンや老人クラブの集まりの場に地域包括支援センター職員が訪問した際、詐欺被害の防止等について情報提供を実施	●地域サロンや老人クラブの集まりの場に地域包括支援センター職員が訪問し詐欺被害の防止等について情報提供を実施 ●下町睦会、柴北長寿会、サロンコイコイにて出前講座を実施	●地域サロンや老人クラブの集まりの場に地域包括支援センターの職員が訪問し詐欺被害の防止等について情報提供を実施 ●はつらつ体操なりた(サロン)、薬師寺一丁目老人会へ詐欺被害防止の講話、チラシ配布を実施	A		①強化・充実 ●地域サロン・老人クラブのうち、これまでに未実施、また新規に立ち上がった場所に向けて、情報提供を実施していく	⑩平和と公正をすべての人に	●地域サロンや老人クラブ等の集まりの場に地域包括支援センター職員が訪問した際、詐欺被害の防止について情報提供を実施していく。 ●新型コロナウイルスの影響により、地域サロンや老人クラブの活動が十分にできない場合にはチラシ等で情報提供するなど対応する。		
		社会福祉協議会	(高齢福祉課にて回答)										
		安全安心課(消費生活センター)	●高齢福祉課と連携を図りながら、随時高齢者への情報提供を実施	●高齢福祉課と連携を図りながら、随時高齢者への情報提供を実施	●高齢福祉課と連携を図りながら、随時高齢者への情報提供を実施	●高齢福祉課と連携を図りながら、随時高齢者への情報提供を実施	●高齢福祉課と連携を図りながら、随時高齢者への情報提供を実施	A	●連携を密にし、情報提供や啓発を続けていく必要がある。	②継続	⑩人や国の不平等をなくそう	●高齢福祉課と連携を密にし、高齢者への情報提供を実施	

イ 高齢者等への見守りの強化

	取組内容	担当課等	(参考) 第二次計画(平成28年度～令和2年度)の取組状況					(参考) 第二次計画(平成28年度～令和2年度)		(参考) 第三次計画(令和3年度～令和7年度)	関連するSDGsの目標	令和3年度実施予定
			平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度(予定)	評価	問題点・今後の課題	方向性等		
①	地域包括支援センター、障がい児者相談支援センター等との連携による相談対応の推進	高齢福祉課	●地域包括支援センター、障がい者相談支援センターが相互に情報の共有を図り、対象者の状況に応じた相談対応を行っている。また、必要に応じた情報提供を行っている。	●地域包括支援センター、障がい者相談支援センターが相互に情報の共有を図り、対象者の状況に応じた相談対応を行っている。また、必要に応じた情報提供を行っている。	●地域包括支援センター、障がい者相談支援センターが相互に情報の共有を図り、対象者の状況に応じた相談対応を行っている。また、必要に応じた情報提供を行っている。	●地域包括支援センター、障がい者相談支援センターが相互に情報の共有を図り、対象者の状況に応じた相談対応を行っている。また、必要に応じた情報提供を行っている。	●地域包括支援センター、障がい者相談支援センターが相互に情報の共有を図り、対象者の状況に応じた相談対応を行う。また、必要に応じて情報提供を行っていく。	B	●複雑多様化するケースについて、連携が難しい部分がある	①強化・充実 ●連携を強化・充実していく	⑦パートナーシップで目標を達成しよう	●地域包括支援センター、障がい児者相談支援センターが相互に情報の共有を図り、対象者の状況に応じた相談対応を行う。また、今年度から連絡会を開催し、連携強化に努める。
		社会福祉課	●対象者の年齢や家族で高齢者がいた場合には、地域包括支援センターと連携し対応している。	●対象者の年齢や家族で高齢者がいた場合には、地域包括支援センターと連携し対応している。	●対象者の年齢や家族で高齢者がいた場合には、地域包括支援センターと連携し対応している。	65歳以上の相談者：88名 ●対象者の年齢や家族で高齢者がいた場合には、地域包括支援センターと連携し対応している。	●対象者の年齢や家族で高齢者がいた場合には、地域包括支援センターと連携し対応していく。	A	●連携の強化 ●相談先の明確化	②継続	③すべての人に健康と福祉を	●対象者やその家族が高齢者の場合には、地域包括支援センターと連携し対応していく。
		安全安心課(消費生活センター)	●高齢福祉課、社会福祉課と連携を図りながら、随時高齢者等への情報提供を実施した。	●高齢福祉課、社会福祉課と連携を図りながら、随時高齢者等への情報提供を実施した。	●高齢福祉課、社会福祉課と連携を図りながら、随時高齢者等への情報提供を実施した。	●高齢福祉課、社会福祉課と連携を図りながら、随時高齢者等への情報提供を実施した。	●高齢福祉課、社会福祉課と連携を図りながら、随時高齢者等への情報提供を実施した。	A	●連携を密にし、情報提供や啓発を続けていく必要がある。	②継続	①住み続けられるまちづくりを	●高齢福祉課、社会福祉課と連携を密にし、支援が必要な高齢者等への相談に対応する。
②	高齢者見守りネットワークとの連携による消費者被害に対する見守り体制の充実	高齢福祉課	●民生委員や民間事業所、地域の関係機関と連携しながら見守り対応を行っている。 ●年1回研修会を開催して情報共有を行っている。	●民生委員や民間事業所、地域の関係機関と連携しながら見守り対応を行っている。 ●年1回研修会を開催して情報共有を行っている。	●民生委員や民間事業所、地域の関係機関と連携しながら見守り対応を行っている。 ●年1回研修会を開催して情報共有を行っている。	●民生委員や民間事業所、地域の関係機関と連携しながら見守り対応を行っている。 ●研修会は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、中止。	●民生委員や民間事業所、地域の関係機関と連携しながら見守り対応を行っている。 ●研修会を開催して関係者間の情報共有を行いながら、消費者被害の防止に努める。	B		②継続	①住み続けられるまちづくりを	●民生委員や民間事業所、地域の関係機関と連携しながら見守り対応を行う。 ●研修会を開催して関係者間の情報共有を行いながら、消費者被害の防止に努める。
		安全安心課(消費生活センター)	●高齢者見守りネットワーク事業推進研修会に参加し、地域における見守りを依頼 ●高齢者虐待防止ネットワーク運営委員会に参加し、虐待の発生・対応状況を確認	●高齢者見守りネットワーク事業推進研修会に参加し、地域における見守りを依頼 ●高齢者虐待防止ネットワーク運営委員会に参加し、虐待の発生・対応状況を確認	●高齢者虐待防止ネットワーク運営委員会に参加し、虐待の発生・対応状況を確認	●高齢者虐待防止ネットワーク運営委員会に参加し、虐待の発生・対応状況を確認	●高齢者虐待防止ネットワーク運営委員会⇒新型コロナウイルスにより中止	A	●連携を密にし、見守り体制の充実を図る必要がある。	②継続	①住み続けられるまちづくりを	●高齢者見守りネットワークとの連携を密にし、地域が一体となった見守り活動を実施